

事業者の皆様へ

倉浜衛生施設組合
管理者 桑江 朝千夫
(公印省略)

事業系一般廃棄物ごみ処理手数料の改定について(通知)

平素より、当組合の廃棄物処理行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

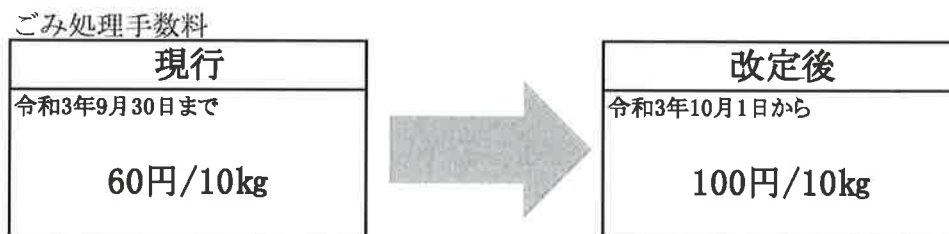
当組合のごみ処理施設は平成22年の稼働から今年で12年目を迎え、老朽化に伴う機械設備の修繕等を含めた維持管理費用が増加傾向にあります。費用を抑えるため努めているところですが、ごみ処理に係る費用が直近の3年平均で10kg当たり276円に対し、事業者の皆様にご負担いただいておりますごみ処理手数料は現行10kg当たり60円となっており、残る費用は構成市町からの負担金で補いながら運営していることから大変厳しい状況となっております。

事業者の皆様におかれましても、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大により厳しい状況にあることは重々承知しております。しかしながら、今後も安定したごみ処理を持続するためには、現行のごみ処理手数料を改定し、財源を確保する必要がございますのでごみ処理手数料の改定をお願い申し上げます。

ごみ処理手数料改定につきましては、下記の通りとなります。何卒ご理解を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

記

ごみ処理手数料改定年月日:令和3年 10月 1日



問い合わせ先
倉浜衛生施設組合 業務第一課
沖縄市字池原3394番地
電話番号 098-921-0883

事業者の皆様へ倉浜衛生施設組合からお知らせです

事業系ごみ(一般廃棄物)の 「ごみ処理手数料」を改定します。

ごみ処理に係る費用が年々増加傾向にあり、今後も安定したごみ処理場施設運営のため、ごみ処理手数料を改定する必要があります。改定により、皆様が許可業者を通じてお支払いしている「ごみ処理手数料」が変わります。令和3年10月1日以降の「ごみ処理契約(一般廃棄物)」については、**現在契約されている収集運搬許可業者(以下「許可業者」)**へご確認いただき、適正な料金の負担についてご理解とご協力をお願いします。

ごみ処理手数料って？

事業から排出されたごみは、許可業者等を通じて適正に処理することが義務付けられています。

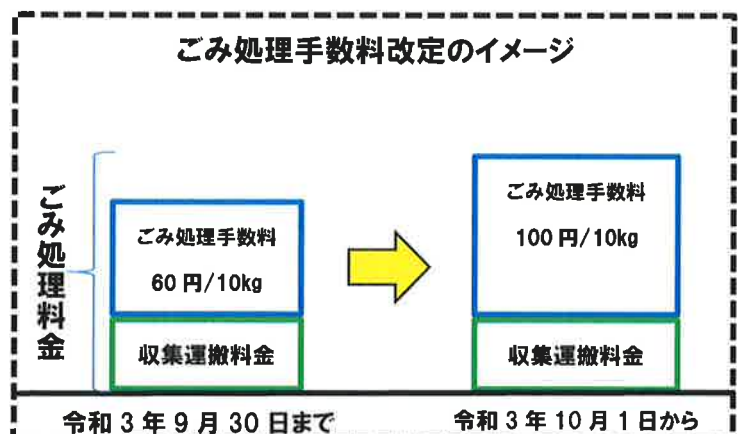
事業者の皆様がお支払いしている「ごみ処理料金(一般廃棄物)」は、許可業者がごみを運ぶための料金(収集運搬料金)と、倉浜衛生施設組合がごみを処理するための料金(ごみ処理手数料)の合計となっています。(下図参照)



何が改定されるの？

「ごみ処理手数料」を **10kg あたり 60 円から 100 円**へ改定します。

令和3年10月1日以降の「ごみ処理料金」については、現在契約されている許可業者にご確認の上、適正な料金の負担について、ご理解とご協力をよろしくお願いします。



問い合わせ先
倉浜衛生施設組合 業務第一課
住所: 沖縄市字池原3394番地
TEL: (098)921-0883

倉浜衛生施設組合については、
ホームページをご参照ください。

倉浜衛生施設組合

